

## 平成28年横瀬町農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日(月) 午前10時から10時18分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第13回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

1番、浅見孝子委員、2番、小室委員のご兩名をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

先月審議保留となっております議案第22号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終わります。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 今月の20日に町田委員と2回目の現地を見に行ってきました。今事務局の説明があったとおりで、場所としましては〇〇〇〇の隣で、現地はポール等が立っていて測量した形跡もありました。ただ、事前に機械が入ったような形跡がありました。

気になることは、今水路の関係ありましたが、林道の水路ではなく用水

ですので、形状変更等で支障のないようにしていただきたいと思います。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の4番、町田委員、お願いします。  
町田委員。

町田委員 ○○の一番端っこになるわけですがけれども、もう既に1軒家ができてい  
るということと、また、田んぼにすることは不可能ということもあります  
し、そういう意味では町の発展のためにも、ただいま推進委員の平沼委員  
から説明があったとおりでありますので、水路についてはやっぱり若干心  
配なので、よくその辺の指導をしっかりとさせていただくことでよろしくお  
願いしたいと思います。  
以上です。

議 長 以上で担当員の所見を終了いたします。  
続いて、質疑に移ります。  
7番。

木崎委員 内容について確認その他のご質問等をお願いします。  
まず、確認なのですが、事業計画書の中で、申請書を譲り受けて  
資材置き場として活用したいという部分がありますが、これは恐らく所有  
権移転ということなので、売買契約に基づいての譲り受けということで理  
解していますが、その辺でよろしいか確認をお願いします。

それと、もう一つが、この添付書類の中で平面と、あと横断図が出てい  
る図面がありますけれども、大分現地も下がっているということで、道路  
のレベルと同じような形で形状変更すると、かなりの盛り土が、この横断  
図を見ると盛り土がされていることは予想されております。盛り土は産廃  
土みたいなものを入れないような形で、もしご指導できればお願いをした  
い。

また、資材置き場で鉄骨等も置くと思います。雨水などがかかって、そ  
の鉄骨のさび等が近隣の土地のほうに流れないような、水路等も設けてい  
ないようなのですが、水路を設けなかったかというのがわかれば教えてほ  
しいのですのでお願いいたします。

議 長 事務局。  
事務局 7番委員さんの確認と、質問の2点ほどお答えをさせていただきたいと  
思います。

まず、この申請は農地法第5条ということで、譲受人、譲渡人で、所有権移転になっておりますので、許可がおりて売買契約をすることになると思います。

それと、添付書類の平面図と横断図の関係なのですが、皆さんも見ていただくとわかると思いますが、前回より林道と、平らするということで若干盛り土がふえております。そういうことで、盛り土の土羽の勾配は2割ぐらい、この間もちよっと説明しましたけれども、2割程度の勾配になっておりますので、特に土羽の形状としては問題ないと思います。

それと、盛り土ですが、産廃は入れられないことになっておりますので、許可がおりまして着手すると思いますので、その辺現地に行って確認したいと思います。

それと、水路の関係ですが、前回もお話したかと思いますが、この申請地の南側も盛り土をしているような状況になっておりまして、その下には〇〇さんと〇〇さんとか家が2軒ほどあります。その関係で私も現地を見に行きまして、あの辺の周辺の宅地の周りには既にブロック等が設置されておりまして、その横が低くなっておりまして、そこに水が現状で流れている状況でございます。

特に今回は資材置き場ということでございますので、面積的にも500平米未満ですので、排水、林道の水は水路がありますので、来ないということで、この土地で発生した水のみが流れることでございますので、今回につきましてはその辺の排水の関係までの指導は不可能だと思っているところでございます。

自分の土地であれば排水処理は簡単にはできると思いますが、他人の土地でございますので、本人からすると、〇〇まで引くことになりまして、無理ですので、事務局は考えております。

以上でございます。

議長 7番さん、よろしいですか。

7番。

木崎委員 ありがとうございます。それでは、排水関係についてはできる限り事務局で指導していただければよろしいのではないかと思います。この申請書の中にも被害の内容は善処するというようなことも、文言がうたっておりますので、近隣とか苦情来た場合にはそんな指導をしていただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 他にございませんか。

5番。

町田委員 5番です。水路の関係なのですが、U字溝の幅だけのあれで、その上に今度はかさ上げでもしてふたをしますか。それとも、ただU字溝だけでやりますか。それはU字溝だけですと、大雨のときにあふれ出してしまいます。だから、かなりかさ上げしてもらってU字溝をふさいでもらわないと、道のところぐらひは。かなり道とU字溝との、段差があると思いますが、ある程度U字溝の上にもかさ上げしてもらっていないと、落ち葉等が来て、台風のときには大分しばが詰まって、かなり水があふれるのです。だから、U字溝の幅だけ、段差が30センチぐらいですありますので、できるだけU字溝のふたを上にも上げてもらわないと、水路が台風の時期には反対側の水路があふれ出して、反対の低いほうに来て、そこがいっぱいになってしまいますから、指導してもらいたいと思います。

議長 答弁はありますか。事務局。

事務局 5番委員さんからのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

お手元の添付資料に平面図及び標準断面図があると思います。見ていただけますか。この図面です。標準断面図があると思いますが、右側が、林道の既設の部分が記載になっていまして、下にU字溝があることで、U字溝は道路よりか一段低いところに敷設になっております。今回の申請については、U字溝の横に布基礎を打って林道の高さまで持ち上げるということで、高くなっています。その関係で、先ほども質問にございましたが、盛り土が少し高くなったということでございますので、既設のU字溝よりか、林道の高さまでかさ上げをするというような形でなりますので、その辺は、今まであふれていたものもこの区間だけはあふれないで済むというような状況になると思います。

以上です。

議長 5番さん、よろしいですか。

町田委員 はい。

議長 他にございませんか。

7番。

木崎委員 関連なのですが、この確認ということでお願いします。

ここに鉄板を乗せて進入路の入り口とするということで図面がなっていますけれども、この鉄板の厚さって1.2ミリで間に合うのですか。図面から

いくと1.2ミリとありますが、厚さ。12ミリの間違いではないですか。

あと、この横断を見ると、0.012というのはメートル。鉄板の薄さなので理解できないのですが。

議 長 事務局。

事務局 7番さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この表示が、鉄板の厚さが0.012ということで図面のほうには図示になっております。鉄板の厚さが1.2ミリと実際になっておりますけれども、1.2ミリだと、とても耐えられないので12ミリの誤りでございます。

以上です。

議 長 7番さん、よろしいですね。

木崎委員 はい。

議 長 他にございませんか。よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第22号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第22号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。本日はこれをもって閉会といたします。

(午前10時18分)